

○岡崎市土地区画整理事業助成条例事務要領

(目的)

第1条 この事務要領は、岡崎市土地区画整理事業助成条例（昭和45年岡崎市条例第46号。以下「条例」という。）及び岡崎市土地区画整理事業助成条例施行規則（昭和45年岡崎市規則第41号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき、条例及び施行規則の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則第3号」という。）の規定によるほか、この事務要領の定めるところによる。

(定義)

第3条 この事務要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「土地区画整理組合事業費補助金」とは、条例第8条第1項第1号、第2号、第4号ないし第7号及び同条第2項に規定する費用を対象に交付する補助金をいう。
- (2) 「土地区画整理組合借入金利子補給補助金」とは、条例第9条第1項に基づき土地区画整理組合の借入金に係る利子支払額の補給を目的として交付する給付金をいう。
- (3) 「土地区画整理組合事務費補助金」とは、条例第8条第1項第3号に規定する土地区画整理組合の事務の執行に要する費用を対象に交付する補助金をいう。
- (4) 「土地区画整理組合設立認可費補助金」とは、条例第6条に基づき土地区画整理組合の設立認可の申請に関する事務に要する費用を対象に交付する補助金をいう。

(補助金の額等)

第4条 条例第8条第1項の費用の額及び対象業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公園については、施行地区面積の3パーセントを超える部分の用地費、緑地については施行地区面積から施行地区の既存宅地面積を除いた面積の2パーセントを超える部分の用地費とする。
- (2) 土地区画整理事業の事務の執行に要する費用は、土地区画整理組合の基幹事務に必要な費用とし、別表1に掲げる業務を対象とする。
- (3) 施行地区内の道路の舗装に要する費用は、舗装工事に必要な費用の2分の1以内とする。
- (4) 調査設計に要する費用は、調査設計に必要な費用の3分の1以内とし、別表2に掲げる業務を対象とする。

2 土地区画整理組合設立認可費補助金の額及び対象業務は、土地区画整理組合の設立

認可の申請に要する費用とし、別表 3 に掲げる業務を対象とする。

(補助金の交付)

第 5 条 土地区画整理組合等が過去に補助対象とした業務を再び実施するときは、補助金の額は過去に交付した補助金の相当額を控除して交付するものとする。

2 補助金の額に生じた 1,000 円未満の端数は切り捨てて交付するものとする。

3 土地区画整理事業事務費補助金は概算払いとすることができる。概算払いとする場合は 9 月に交付決定額の 2 分の 1 を、3 月に残額を交付するものとする。

(土地の取得に要する費用)

第 6 条 条例第 8 条第 1 項及び第 2 項に規定する土地の取得に要する費用の 1 平方メートル当たりの単価は、当該補助年度の 4 月 1 日を基準日として次に掲げるいずれかの算出方法により決定する。

(1) 区画整理事業区域内（以下「区域内」という。）に地価公示地又は地価調査地（以下「地価公示地等」という。）がある場合、当該地価公示地等を基準地として、別表 4 により区域内の土地利用に応じた修正をした後、当該区域内の平均単価を算出し、基準日までの時点修正をした額とする。

(2) 区域内に地価公示地等がない場合、区域内に標準地を設定し、近隣の地価公示地等から土地価格比準表により比準したものを基準地として、別表 4 により区域内の土地利用に応じた修正をした後、当該区域内の平均単価を算出し、基準日までの時点修正をした額とする。

2 前項の場合において、時点修正は、地価公示地等の岡崎市における用途地域別の平均の対前年変動率を基に適正に定めるものとする。

(交付要望)

第 7 条 条例第 5 条に規定する助成措置の指定を受けた組合設立発起人及び条例第 7 条第 2 項に規定する助成措置の指定を受けた土地区画整理組合（以下「土地区画整理組合等」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の 9 月 15 日までに、土地区画整理事業補助金等交付要望書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助要望内訳書（様式第 2 号）

(2) 補助要望調書（様式第 3 号）

(3) 事業施行箇所図

(4) 市費補助事業等の積算資料（業務設計書・仕様書、見積書もしくは計算書等）

(補助金の区分)

第8条 補助金の交付申請、交付決定等の手続きは、次の各号に掲げる区分ごとに行うものとする。

- (1) 土地区画整理組合事業費補助金
- (2) 土地区画整理組合借入金利子補給補助金
- (3) 土地区画整理組合事務費補助金
- (4) 土地区画整理組合設立認可費補助金

(全体設計)

第9条 土地区画整理組合等は、事業の施行上業務を一括して施行する必要がある、かつ実施期間が2年度以上にわたるものについて、条例に基づき補助金の交付を受けようとするときは、市長に対し、全体設計申請書（様式第13号）に次の各号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 位置図（1/25,000）
- (2) 平面図（設計図）
- (3) 事業計画概要書
- (4) 収支予算書
- (5) 申請内訳書（様式第5号）
- (6) 事業施工箇所図（全体、年度別）
- (7) 全体設計事業調書（様式第14号）
- (8) 工程表
- (9) 事業の積算資料（業務設計書・仕様書、見積書もしくは計算書等）

(交付申請)

第10条 土地区画整理組合等は、条例に基づき補助金の交付を受けようとするときは、市長に対し、第8条の各号に掲げる補助金の区分ごとに、市費補助金等交付申請書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 位置図（1/25,000）
- (2) 平面図（設計図、施工箇所図）
- (3) 事業計画概要書
- (4) 収支予算書
- (5) 申請内訳書（様式第5号）
- (6) 市費補助事業等の積算資料（業務設計書・仕様書、見積書もしくは計算書等）
- (7) 全体設計事業調書（様式第14号）（前条の全体設計申請書の提出があった事業に限る。）

2 第9条の全体設計申請を行ったものについて、2年度目以降に市費補助金等の交付

を受けようとするときは、当該年度の４月１日に前項の市費補助金等交付申請書の提出を行うものとする。

（事業の着手）

第11条 土地区画整理組合等は、市費補助金等の交付決定の通知があるまでは当該補助金に係る市費補助事業等に着手してはならない。土地区画整理組合借入金利子補給補助金を除く。

（交付決定）

第 12 条 市長は、市費補助金等交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを適当と認めるときは、その結果を土地区画整理組合等に通知するものとする。

2 市長は、市費補助金等の交付の決定を行うときは、次の各号の条件を付すものとする。

- （1） 市費補助事業等にかかる経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること（軽微な変更を除く）。
- （2） 市費補助事業等の内容を変更する場合においては、市長の承認を受けること（軽微な変更を除く）。

（執行見込報告）

第 13 条 土地区画整理組合等は、市長に対し、市費補助事業等の執行見込額を市費補助事業等執行見込報告書（様式第 6 号）及び執行見込報告内訳書（様式第 7 号）により 12 月 25 日までに報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告により市費補助事業等の執行状況を確認し、その執行が適正に行われるよう土地区画整理組合等を指導するものとする。

（実績報告）

第 14 条 土地区画整理組合等は、市費補助事業等が完了した年度の末又は市費補助事業等が完了した日から 30 日を経過した日のいずれか早い日までに、市長に対し、市費補助事業等実績報告書（様式第 8 号）を次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める書類のうち市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

- （1） 土地区画整理組合事業費補助金、土地区画整理組合事務費補助金及び土地区画整理組合設立認可費補助金
 - ア 実績報告内訳書（様式第 9 号）
 - イ 交付決定通知書の写し
 - ウ 業務完了検査の調書の写し

エ 実績報告内訳書記載の各業務の内容を確認できる書類で、次に掲げる書類

- (i) 業務設計書・仕様書
- (ii) 業務委託契約書の写し
- (iii) 委託業務の完了届の写し
- (iv) 成果品の写真
- (V) 工事台帳の写し
- (VI) 業務委託先への支払記録（振込伝票の写し等）

オ 全体設計事業調書（様式第 14 号）（第 9 条の全体設計申請書の提出があった事業に限る。）

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 土地区画整理組合借入金利子補給補助金

ア 交付決定通知書の写し

イ 利子支払額の明細書（借入先金融機関の証明のなされたもの）

ウ 借入の契約に係る契約書等の写し

2 土地区画整理組合等は、交付の決定に係る市の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 15 日までに、市費補助事業等年度終了実績報告書（様式第 10 号）に前項の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める書類のうち市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

3 土地区画整理組合等は、事務の都合等やむを得ない理由により、市費補助事業等の完了した年度の末までに市費補助事業等実績報告書の提出が困難なときは、年度の末までに市費補助事業等完了報告書（様式第 11 号）を市長に提出して、市費補助事業等実績報告書の提出を市費補助事業等の完了した年度の翌年度の 4 月 15 日まで延期することができる。

（額の確定）

第 15 条 市長は、前条第 1 項の市費補助事業等実績報告書の提出があったときは、規則第 3 号第 11 条に規定する市費補助事業等の額の確定の手続を行うものとする。

2 前項の場合において、市費補助事業等の成果の確認のため、土地区画整理組合等が実施した市費補助事業等の内容を証する書類の確認及び必要に応じて行う現地確認等を行い、その適正な執行の検証を行うものとする。

3 市長は、前条第 1 項の市費補助事業等実績報告書の提出前であっても、市費補助事業等の適正な執行の確認のため必要と認めるときは、前もって前項の検証を行うものとする。

（補助事業の変更）

第 16 条 土地区画整理組合等は、市費補助事業等の内容を変更（軽微な変更を除く。）

しようとするときは、市長に対し、市費補助事業等変更承認申請書（様式第 12 号）に次の各号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を添えて提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(1) 申請内訳書（様式第 5 号）（変更前・変更後各 1 通）

(2) 変更前・変更後の内容を示す書類等

2 前項の軽微な変更は、市費補助事業等で実施する各業務の変更で、次の各号に掲げるものとする。

(1) 交付決定の基礎となった業務設計書・仕様書、見積書等に記載の実施数量もしくは施工数量の変更による業務設計額の 3 割以内の増額で、補助金額の増減を生じないもの

(2) 交付決定の基礎となった業務設計書・仕様書、見積書等に記載の実施数量もしくは施工数量の変更による業務設計額の 3 割以内の減額で、補助金額の減額が生じない又は 1 割以内の減額となるもの

(3) 成果品の形状、数量及び品質に影響が生じるおそれの無い変更で、業務設計額及び補助金額の変更が生じないもの

（事務要領の見直し）

第 17 条 この要領は、平成 28 年 3 月 31 日までに内容の見直しを行うものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

土地区画整理組合の基幹事務

業 務 名	対 象 業 務
組合運営業務	予算案作成、決算事務、会計報告書作成、総（代）会運営、理事会運営、監査会運営、実施状況報告書作成、組合報作成務

別表 2

調査設計費の対象業務

業 務 名	対 象 業 務
測量業務	骨格測量、調査測量、確定測量、工事測量、出来形確認測量、法 19 条 5 項申請書作成 ※土地区画整理事業測量作業規程により実施されるものに限る。

調査・計画業務	実施計画書作成、文化財等調査、地質調査、環境影響評価、道路環境調査、事業計画変更認可に伴う諸手続、公共用地編入承認変更申請書作成、実施計画変更
補償業務	物件調査
換地業務	換地設計準備、土地評価、換地設計、仮換地指定、換地図書準備、仮清算、町名町界変更、換地計画、換地計画変更、換地処分、本清算、代位登記、区画整理登記、保留地登記
工事設計業務	土地区画整理補助事業の執行について(平成15年5月27日付け国都市第67号)別紙第2「組合等区画整理補助事業実施要領」第7に定める補助対象の範囲に含まれるもの)

別表3

土地区画整理組合の設立認可申請費の対象業務

業 務 名	対 象 業 務
測量業務	骨格測量、調査測量 ※土地区画整理事業測量作業規程により実施されるものに限る。
調査・計画業務	まちづくり事業調査、計画協議、区画整理設計準備、区画整理設計、都市計画決定図書作成、公共施設管理者負担金協議書作成、公共施設管理者負担金覚書等作成、建物調査(概略)、事業計画及び定款(案)作成、事業認可に伴う諸手続、認可申請書作成、実施計画書作成、費用便益算出

別表4

土地利用による修正係数

個別画地の土地利用 基準地の地帯的 土地利用	宅 地	農 地	山 林	池沼・湿地	鉄道用地
宅 地	1.00	0.60～1.00	0.50～0.90	0.10～0.60	0.35～0.50

様式第1号 土地区画整理事業補助金等交付要望書

様式第2号 要望内訳書

様式第3号 補助要望調書

様式第4号 市費補助金等交付申請書

様式第5号 申請内訳書

様式第6号 市費補助事業等執行見込報告書

- 様式第 7 号 執行見込報告内訳書
- 様式第 8 号 市費補助事業等実績報告書
- 様式第 9 号 実績報告内訳書
- 様式第 10 号 市費補助事業等年度終了実績報告書
- 様式第 11 号 市費補助事業等完了報告書
- 様式第 12 号 市費補助事業等変更承認申請書
- 様式第 13 号 全体設計申請書
- 様式第 14 号 全体設計事業調書